

# 相続定期預金

～お預入期間 3年～

適用  
金利

年

# 1.000%

相続された  
ご資金を対象とした  
特別金利の  
定期預金です。



対象となる方	金融機関での相続手続き完了後、1年以内に、相続により取得した現預金等を当金庫にお預けいただける個人または個人事業主の方
お取扱期間	3年
お預入金額	一口100万円以上（相続により取得した金額の範囲内）
確認書類	相続により取得したことが確認できる書類
金利等について	<p>(1) 金利上乗せは当初お預け入期間のみとなり、満期継続時は継続日現在での店頭表示金利となります。</p> <p>(2) 満期前に解約される場合は、当金庫所定の中途解約利率を適用いたします。</p> <p>(3) 他の金利特典付商品との併用はできません。</p> <p>(4) 本商品は預金保険の対象商品であり、預金保険の範囲内で保護されます。</p> <p>(5) マル優のお取扱いが出来ます。</p> <p>(6) 平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間にお受け取りになるお利息には復興特別所得税が課税されますので、20.315%（国税15.315%・地方税5%）の税金がかかります。</p>

詳しくは窓口・営業担当者へ  
お気軽にお尋ね下さい。



あなたに夢を届けます

たちばな信用金庫

カンタンアクセスは  
こちらから▶



(2026.4)